

「健康と安全安心」行政との懸け橋に

自治会	行政協力委員	副行政協力委員		健康づくり普及員・ 母子保健推進員
	自治会長	副自治会長		
町屋	遠藤 裕夫	佐藤 光弘	石綿 二郎	柏木 清江 中村 容子
店屋場	松尾 富造	臺原 春夫	小関 正躬	露木 紀恵
神山	諸星日出男	北村 忠	森田 清	藤澤 美紀 古谷 好美
茶屋	武藤 昭	鍵和田貴司		鍵和田悦子
河内	鍵和田 功	井上 栄一	山本 求	三宅 和子
中丸	小澤 豊	加藤 賢三		高橋 晴美
中央	杉山 一男	山口 俊光		
仲町	蕪木 恭雄	鍵和田一男	鍵和田 実	居場 正子
新松田	岩永 敏宏	中村 久		石井 明美
谷戸	川口 英和	青木 國利		川村 享子
中沢	内田 勝久	安藤 昌敏		尾登真喜子
沢尻	渋谷 賢一	増田 勲	瀬戸 健一	小山すみ子 一石ヒナコ
谷津	高橋 征一	井上 徳文	片岡 久次	片岡理津子
宮前	内藤 慶司	柴田 正光		安藤 裕美
かなん沢	荒井 和俊	小川 繁夫		保坂美佐恵
中里	元島 澄雄	高橋 久男	稲元 正利	西原まさ子
城山	大島 道春	嶋野 正夫	松島 明夫	臼井萬里子 昨野 初江
仲町屋	武田 信之	星野 英博	高瀬 博文 松田 義雄	細井 和江 山崎八千代
萱沼	飯山 正成	飯山晴比古		長谷部雅子
弥勒寺	熊澤 哲	鈴木 伸二	飯田 文雄 小宮 照男	黒川 育子
中山	井澤 洋	川口 美晴		松本 安子
土佐原	小宮 義夫	小宮 茂		松本 安子
宇津茂	遠藤 佳宏	亀井 久男		中川 和子
大寺宮地	高橋 始	中津川定雄	渋谷 清司	高橋 節子
虫沢田代	山岸 榮市	古谷 尚一	横溝 建治	古谷 幸枝
湯の沢	原野 廣太	川口 鴻暁		永田 昌子

(敬称略)

平成25年度

行政協力委員と健康づくり普及員 ・母子保健推進員が決まる



平成25年度、町の行政活動も4月から新たにスタートしました。また、地域では、さまざまな活動や行事、生活全般にわたる相談などで皆さんを支える各種委員も、新たな担当を含めて取り組みを始められています。

行政協力委員(自治会長)は、皆さんと行政との橋渡しをする大切な役割を担っています。

また、健康な生活を支援する健康づくり普及員・母子保健推進員も新任の5人を含め、今年度の委員が決まりましたので併せて紹介します。

地域のまとめ役や行政活動への支援の役割を担い、活躍される委員へのご協力を、お願いします。

平成24年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

○平成24年度 情報公開請求

区分	公開	一部公開	非公開等	合計
件数	8件	4件	0件	12件

○平成24年度 個人情報開示請求

区分	公開	一部公開	非公開等	合計
件数	0件	0件	1件	1件

○行政協力委員 (自治会長)

【問い合わせ】

庶務課庶務係 ☎(83)1221

○健康づくり普及員・母子保健推進員

【問い合わせ】

健康福祉課健康づくり係 ☎(83)1226

○情報公開制度・個人情報保護制度とは

情報公開制度では、公正で開かれた町政の実現を図るため、町が保有する行政文書を皆さんの請求に応じて公開しています。

個人情報保護制度では、町が保有する個人情報の保護と利用について運用方法を定めています。また、自分の個人情報(自己情報)を開示請求することなどができます。

○制度運用状況について

平成24年度の情報公開請求の件数は、公開されたものが8件、個人名等の部分を除いて一部公開したものが4件で、合計12件となりました。

個人情報開示請求の件数は1件でした。また、平成25年度、町の事務で個人情報を取り扱う件数は453件となります。

○請求について

【請求できる方】

行政文書の公開請求は町民だけでなく、どなたでも請求することができます。個人情報の開示を請求できるのは、本人または法定代理人などです。

【請求方法】

所定の請求書に氏名・住所・行政文書の名称などを記入して提出していただきます。口頭または電話による請求はできません。個人情報の開示請求の場合は、本人または代理人であることを証明する書類が必要になります。

【手数料】

写しの交付や郵送による請求をされた場合は、実費をいただきます。

【問い合わせ】

庶務課庶務係 ☎(83)1221

※請求は役場3階庶務課で受け付けていますので、お気軽にご利用ください

青少年野外活動施設建設に係る損害賠償請求事件について

○原告の主張

建築に種々さまざまな制限がある当該土地を当時の平野町長らが紹介し、地元住民との交渉や農振農用地区域からの除外手続きなどについて、町と町が一部出資して設立された榊松田総合企画が、わがことのように事業を進めてきたにもかかわらず、県条例改正により建築ができなくなったことも伝えなかったことを非難して、町にこれまでの開発費と労苦の一切を無駄にした責任を果たせというものでした。

○事件概要と経緯

【昭和63年～平成7年】

寄地区の山間地にある一画の土地が気に入った原告は、当時の平野町長らに相談し、町が一部出資して設立された榊松田総合企画と契約し、ここに自宅兼青少年野外活動施設を建設する計画を立てました。その後、原告は昭和63年頃から平成7年頃にかけて、町を窓口として当該土地の農振農用地区域からの除外(平成2年5月15日(県認可)や農地転用の手続き(平成5年11月25日(県認可))を行い、併せて進入道路などの開発工事を進めました。

ところが、平成7年4月1日に県の建築基準条例が改正され、寄地区にも接道義務が課されることとなったため、当該土地は容易には建築物を建築できない土地となりました。

【平成20年】

その後、原告は資金調達のために約13年間を費やし、平成20年になり、ようやく資金の目途がついたとして、いざ建築しようとして試みましたが、当該条例改正により建築許可が下りなかったため、条例による規制を初めて知ったと主張していました。

平成22年7月26日、小田原簡易裁判所へ松田町を相手取った調停申立書が提出されました。これは、東京都在住の会社役員個人からの寄地区における青少年野外活動施設建設に要した費用1億4339万9090円などについて損害賠償を求めたものでした。この申し立てを受け、町は弁護士に対応を依頼し、町としてできる範囲での和解案を相手方へ提案したものの合意には至らず、本調停は同12月13日をもって不調となりました。

その後、12月24日付けで同人より損害賠償請求訴訟が提起されましたので、弁護士に改めて対応を依頼し約2年間の裁判手続きを経て、平成25年3月11日に東京地方裁判所において原告側の請求が棄却され、その後原告側からの控訴もなかったことから本事件は終了となりました。

しかしながら、本事件について、町は被告としての争訟費用など、約1100万円を要したことを本事件に関する結果とともに併せてお知らせします。